（削る）

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第一条の規定の適用については、同条第一項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。次項第一号において同じ。）」と、同条第二項第一号中「銀行並びに」とあるのは「銀行、」と、「掲げる者」とあるのは「掲げる者並びに特定承継会社」とする。

（規則第九十条第一項第二号に規定する届出を要しない業務）

第十七条　規則第九十条第一項第二号に規定する主務大臣等が別に定めるものは、法第二十一条第四項第十二号に規定する業務のうち、特定の施設内の一定の場所に職員を派遣して行うものとする。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第一条及び第十条第一項第二号イの規定の適用については、第一条第一項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。次項第一号及び第十条第一項第二号イにおいて同じ。）」と、同条第二項第一号中「銀行並びに」とあるのは「掲げる者並びに特定承継会社」と、第十条第一項第二号イ中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社等（特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）をいう。）」とする。

（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第二条　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）	（調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）
第八条　（略）	**第八条**　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　第五条第二項第二号、第六条第二項第一号及び第七条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。	４　（略）
一　第五条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式の額は、商工組合中央金庫又は連結子法人等が商工組合中央金庫又は連結子法人等の資本調達手段（自己株式（連結財務諸表規則第二条第十九号に規定する自己株式をいう。）に該当するものを除く。）を保有している場合（法人等（令第六条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下同じ。）であって、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該資本調達手段（次号及び第三号、次項並びに第十条第二項第一号ヘにおいて「自己保有資本調達手段」という。）のうち普通株式に該当するものの額とする。	一　第五条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式の額は、商工組合中央金庫又は連結子法人等が商工組合中央金庫又は連結子法人等の資本調達手段（自己株式（連結財務諸表規則第二条第十九号に規定する自己株式をいう。）に該当するものを除く。）を保有している場合（法人等（令第七条第二項に規定する法人等をいう。以下同じ。）であって、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該資本調達手段（次号及び第三号、次項並びに第十条第二項第一号ヘにおいて「自己保有資本調達手段」という。）のうち普通株式に該当するものの額とする。
二・三　（略）	二・三　（略）
５～７　（略）	５～７　（略）
８　（略）	８　第六条第二項第四号並びに第七条第二項第四号及び第六号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。
一　（略）	一　第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者をいう。）の対象資本等調達手段を商工組合中央金庫又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段（以下この